

福岡市燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援金

【令和6年8月～10月及び令和7年1月～3月分】

燃料費等高騰の影響を受けた市内中小企業の事業継続と雇用の維持を支援します。

事業用に使用した電気・ガス・ガソリン等が対象です。

個人事業者も申請できます。

概要

令和6年8月から10月及び令和7年1月から3月までに使用した燃料費及び光熱費について、**60万円を上限**に価格高騰の影響額の1/2を支援します。

〈計算方法〉

支援対象経費	A 上昇単価	B 使用量	C 価格高騰分
電気	1.4円/kwh	令和6年8月 から10月及び 令和7年1月 から3月までの 使用量(事業用)	支援対象経費ごとにAにBを 乗じて算出(A×B)
ガソリン、軽油、重油、灯油	21円/L		
オートガス（タクシー含む）	25円/L		
都市ガス	29円/m³		
LP ガス	91円/m³		(91円 × 使用量)－1,500円
支 援 金 額			Cの合計額(価格高騰の影響額) の2分の1、上限60万円を支援

※市が別途実施する物価高騰対策支援の対象事業所は除きます。

申請期間

令和7年4月24日(木)～6月30日(月)

※予算の上限に達し次第、受付を終了します。

申請方法

- ① オンライン申請〈二次元バーコード〉
<https://fukuokacity-nenryoukoutoushien.jp/>
- ② 郵送申請（6月30日消印有効）



4月24日午前9時から
オンライン申請受付開始

問い合わせ先(申請書の書き方、申請方法等)

福岡市燃料費等高騰支援事務局 電話番号：092-731-8091

受付時間 9：00～17：00 月～土曜日(日曜日・祝日は除く)